

第32回佐賀地方裁判所委員会

1 実施日時

令和元年5月21日（火）午後1時10分～午後4時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

地裁委員会委員

出席者 池田 聡 介（佐賀地方裁判所武雄支部長）
大坪 正 幸（学識経験者委員）
奥野 博（佐賀地方検察庁次席検事）
片渕 大 輔（学識経験者委員）
団野 克 己（佐賀県弁護士会弁護士）
戸上 孝 弘（学識経験者委員）
鷺崎 ゆみ子（学識経験者委員）

(2) 説明担当者

佐賀地方裁判所 今泉裕登刑事部総括判事

(3) 庶務

佐賀地方裁判所 田中幹彦

4 議事

（文中、□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，■は説明担当者等の発言）

委員長の選任

池田委員が委員の互選により委員長に選任された。

全体協議（テーマ「裁判員制度について」）

意見交換

○ 裁判員の辞退率が高いという報道を見て驚いた。制度が始まった当初の報道では、余程の理由がないと断れないものだと認識していたが、かなりの数の辞退があるということであれば、裁判員の構成が偏ったりしないのか、実態を教えていただきたい。

■ 辞退率が最近高くなっていると言われていたが、辞退をされる一番大きな要因は、裁判が長期の審理を要する事件が多くなってきたことによって、仕事を1か月間、2か月間休める環境にある方が少ないということではないかと考えている。他には、若干の景気回復による人手不足の状況、雇用情勢の変化等、想定される仮説がいくつかあると思う。しかし、辞退率が高いとはいえ、今のところ裁判員を集めることができないという状況までには至っていないと思っている。より一層広報活動をすることで国民の皆さんの関心を高め、できる限り多くの方に参加していただきたいと思っている。裁判員裁判に参加した方の感想では、経験前は消極的な意見が多いが、経験後は約95パーセントが良い経験となったという意見をいただいているので、裁判員経験者の意見、感想をより皆さんに広め、共有するような形になれば、国民の関心が高まるのではないかと考えている。

□ 最終の選考手続に来ていただくまでが、ハードルが高いのかもしれない。

○ 守秘義務があると聞いているが、私が裁判員をやったことは言っていないのか。

■ 裁判員でいる間は、自分が裁判員であることを公にしてはいけない。例えば、そういうことをSNSに掲載し明らかにすると、何らかの働きかけを受ける恐れがあるため、裁判員である間は伏せていただくことになる。守秘義務については、公開法廷で行われているやり取りについては守秘義務の範囲には入らず、その後、事件に関して有罪か無罪か、量刑のことにに関して評議室の中で話した内容が守秘義務の範囲になる。いつか、誰かから漏らされるかもしれないということになると、自分の思ったとおりに発言することに慎

重になる可能性があるため、評議室で話した内容は全部秘密にするが、出た結論については、判決で公になるという前提で自由に議論をしたいということからこうなっている。

- 裁判員を経験したことは言ってもよろしいのか。
- 裁判員裁判が終わった後は裁判員を経験したことを明らかにしていただいで構わない。
- 周囲に裁判員を経験した方がおられないため、「やってよかった。」という意見をあまり聞かない。逆に、マスコミの報道で「PTSDになった。」「気分が悪くなった。」などの悪いイメージが先に来ているところがある。やってよかったとの経験者の意見をもっと出していけば、少しハードルが下がっていくのではないかという気がしている。
- 裁判員を実際に経験された方に、同席していただいで広報活動というのは行われることもある。今回の模擬評議で裁判員を体験していただいた方からの意見としては、よかったという好意的なご意見だったと思うが、ほかに何かあればお話しいただきたい。
- 今日、模擬裁判で経験させてもらった時に、お一人だけ意見が覆らないという形になっていたが、意見が分かれたときに、最終的に多数決になるのか。
- 個人的な考えだが、有罪か無罪かの判断は通常多数決にしない。この裁判員の方はこれ以上話しても意見が変わらないと思ったらその段階で評決にはなるが、納得できない方がいれば、できるところまで議論をしている。当該論点を、検察側の見方、弁護側の見方ということで対決させ、論点が出尽くしていたら、少数意見の方とどこが違うのかという所が見えてくる。そうすると自ずと収斂していくことが、私の経験上多い。
- 裁判が長くなるのは意見が分かれるときか。
- はい。意見が対立するときはいかに議論を整理するかが重要になるので、ホワイトボードを使いそれぞれの主張を対比させ、それを見てどうかという

ことを考えている。ただ、量刑については、全員一致はなかなか難しく、全員の平均的な意見がなされることが多いのかなど、私の個人的な感想である。

○ 今回、模擬裁判で私も大変良い経験させてもらったと思うし、経験者の多数は良い経験とのことだが、少数の感想の内容として、なぜ良い経験と思われなかったのかをお聞かせいただきたい。

■ 裁判員裁判をやる裁判所もいろいろあるので、どういう事が行われたのかは実際にはわからないし、どういう感想を持たれたのかも私はわからないので想像ではあるが、非常に忙しい中参加されたり、日数が長くかかったり、大変な思いをしての参加だった等いろいろあるのだと思う。

□ 広報の観点で、何かご意見があればいただきたい。

○ 日数がどれくらいかかるかは、実際やってみないとわからないのか。校長という立場で、職員から裁判員に選ばれたと相談があった時に、職責の重さ、行事等の日程的に考えたら、よくわからないが参加はやめておこうかという気になる。重要な三年生の担任で、就職や進学が間近な時期に時間を取られて生徒に影響が出るということになると、校長としては二の足を踏む。

■ 裁判の日程については、選任手続に来ていただく時には確定しているので、選任手続に呼び出す際に候補者の方にお伝えしている。先生で、余人をもって代えがたい場合には、辞退されていいと思う。私の経験で、公立中学校で2年生の担任をされていた先生が、1か月超の裁判員裁判に来ていただいたことがある。仕事はどうされているのかと尋ねたところ、交替いただいたりして学校内で段取りがついたが、休日に仕事をしなければならないと言われたため、大変な事をさせてしまったという思いがあった。しかし、最後に感想を聞くと、「参加してよかった。」と言われ、その後、生徒を傍聴に連れて来られ、その際には生徒に対し説明をさせていただくことが何回かあった。教師が経験され、それを生徒に伝えるといういい形で伝えることができたのかなと思った経験がある。もし、職員の方からそのようなお話があった場合

は、背中を押していただければと思う。

- 県は、裁判員裁判に関して特別休暇を認めているので、裁判員として送り出す制度としては整っている。
- 先ほど1か月や2か月かかるという話があったが、働き方改革とよく言われており、残業もなかなかさせられない、土日出勤もなかなかできないような状況になってきているので、そういう場合には、ますます協力しにくくなってきたという気がしている。裁判の迅速化についての取り組みについて伺いたい。
- できる限り迅速にやろうとしているところである。裁判員裁判が始まる前に、必ず裁判所、検察官、弁護人の三者で公判前整理手続を行っており、その中で争点や証拠は何であるか、どういう証拠調べをするのかという審理計画を立てる作業を行い、そこで日程が決まっているからこそ、6週間前に裁判員候補者の方を選任手続に呼び出す際に、その日程を前提にお伝えしているところである。裁判所としての理想は、その事件の核心が検察官、弁護人との間で確認できて、その核心な部分に向けて検察官と弁護人が必要な限度の事実について主張し、必要な限度の証人を立てて、必要な部分のみ聞いてもらい、その部分にのみ判断するという審理ができるのであれば、非常に短期間で出来るということにはなるのだが、現状、そこを目指していながらも、それぞれの当事者の思惑などがあり、なかなか絞り切れていないというところである。
- 実際の当事者側に立たれる検察あるいは弁護士委員から何かご意見があればお願いしたい。
- 広報活動に関して、3月に裁判員経験者との意見交換会があったように記憶しているが、その内容について広報されていないのかなと感じた。確かに、佐賀県内は事件が少ないので経験者の数も少ないが、年に一回に限らず、複数回実施してもよいのではないか。また、夏休みに小・中学生を対象とした

模擬裁判が毎年行われていると聞いているが、すごく勉強になるので年に一回に限らなくていいのではないかと思う。

○ 先ほどの学校での体験とは、どういう形で実施するのか。学校側からの依頼があるのか。とてもいい経験になると思うので自分の子供にも経験させたいが、白石町の方でも希望があれば実施していただけるのか。

■ 夏休みと言われたのは、おそらく弁護士会で企画されているサマースクールである。詳細なことは把握していないが、裁判所の法廷で実際に模擬裁判を行っているという話を聞いている。それ以外にも裁判官から話を聞きたいとか、法廷傍聴したいとか、あるいは、模擬裁判を学校でやってみたくらいから職員を派遣してもらいたいということでもいいし、裁判所でやりたいから生徒を連れて来るといったことなど言っていただければ、できる限り対応する。

○ それは、本当にいい経験になると思う。

● 弁護士会は御依頼いただければ、若手弁護士を学校等にも派遣して模擬裁判などいろいろなことをやっているのだから、是非お声かけ頂ければと思う。裁判員裁判について弁護士の方から見たら、刑事裁判がすごく活性化しているというイメージである。昔はプロの裁判官、プロの検察官が内部でやっているという感じであったが、市民裁判員が入ったおかげで、わかるようにしなければならぬということですのですごく努力をしている。まだ、10年しかたっていないので未熟ではあるが、これから研鑽が進んでいけば、いい方向に働くと思う。いろいろ問題は抱えているが、方向性としては、正しいのではないかと思うのでよろしくお願いしたい。

□ 非常に建設的な御意見をいただき心強い限りである。

5 次回の予定

(1) 日程

地裁委員会家裁委員会合同開催

令和元年11月27日(水)午後1時30分から

(2) 意見交換テーマ

「裁判所の防災について」（仮題）